

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年2月7日（火）15時00分～15時40分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について

報告事項 第2号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

報告事項 第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止について

報告事項 第6号 館山市農業委員会所管に係る館山市個人情報保護条例施行規程の廃止について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和5年第2回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 にお願いします。

なお、第4条及び第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から3について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 川名 野高439番、登記地目、田、現況地目、畠で 161 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内川名にお住いの 76 歳の方、譲受人は市内那古にお住いの 44 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受けビワやイチジクを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 佐野 京ノ塚 2050 番1、登記地目、現況地目、共に畠で 353 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内坂井の法人、譲受人は市内長須賀にお住いの 78 歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望により譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け果樹を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 3 所在地は 大網 増野谷 456 番、登記地目、現況地目、共に田で 901 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県三浦市にお住いの 93 歳の方、譲受人は市内国分にお住いの 72 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人は自作地に隣接するこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

全ての案件について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

第 2 項第 5 号関係では、下限面積の 10a 要件については、クリアしております、該当しません

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようすで一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 2 ページ、整理番号 1 について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 2 ページ 整理番号 1 所在地は 沼 大和田西 1075 番、登記地目、現況地目、共に畠で 1047 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都文京区の法人です。

転用の事由及び施設は、隣接する別荘（沼 1087 番地）の利用者（社員や社員の家族、友人等）用に、ドッグラン用地を確保したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年3月1日に着工し、令和5年5月31日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、ドッグラン用地として使用するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の3ページから8ページ、整理番号1から43について審議します。

主任主事

それでは、私の方から説明いたします。

整理番号1 所在地は、高井 下宮作 1572 番 地目は田で、面積 941 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米（玄米）40 kg、10a当たり 43 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、高井 下宮作 1571 番 2 地目は田で、面積 262 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 10 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は神奈川県横浜市にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年3月1日から令和12年2月28日までの7年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、高井 下宮作 1571 番 3 地目は田で、面積 290 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 12 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年3月1日から令和12年2月28日までの7年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、高井 下宮作 1571 番 4 地目は田で、面積 290 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 12 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年3月1日から令和12年2月28日までの7年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、高井 下宮作 1571 番 5 地目は田で、面積 262 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 10 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年3月1日から令和12年2月28日までの7年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、湊 作ノ田 551 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,560 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は1等米 222 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は八幡にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日まで

の 10 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、布沼 平砂浦 1209 番 40 地目は原野・畑で、面積 403 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 37,221 円です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、川名 頼朝免 773 番 外 2 筆 地目は田・その他・畑で、合計面積 7,785 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方、借受者は那古の法人です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、上野原 外馬谷 467 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,562 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は米 120 kg、10a 当たり 34 kg です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者も上野原の方です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、上野原 脊方 10 番 2 外 2 筆 地目は田・畑で、合計面積 2,762 m<sup>2</sup>、うち脊方の 2 筆は使用貸借権の設定、天神のみ賃貸借権の設定で、賃料は米 60 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者も上野原の方です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、神余 池田 3504 番 1 地目は田で、面積 799 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10a 当たり 18,773 円です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者も神余の方です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、国分 川向 612 番 地目は田で、面積 2,907 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 116 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は北条正木にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 13 所在地は、広瀬 楚里 1418 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,858 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 360 kg、10a 当たり 61 kg です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広

瀬の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間で、再設定です。

整理番号14 所在地は、広瀬 上沢 1549番 外1筆 地目は田で、合計面積 3,694 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90kg、10a当たり24kgです。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間で、再設定です。

整理番号15 所在地は、広瀬 大渕 1670番 地目は田で、面積 823 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間で、再設定です。

整理番号16 所在地は、正木 西郷 307番 外1筆、地目は田で、合計面積 4,177 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米125kg、10a当たり30kgです。貸付者は船橋市にお住まいの方、外1名の共有名義で、借受者は正木の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間で、再設定です。

整理番号17 所在地は、国分 孝子塚 429番 外2筆 地目は田で、合計面積 7,817 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米10a当たり45kg分のお金です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は高井の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間で、再設定です。

整理番号18 所在地は、東長田 北ノ崎 1299番 外1筆 地目は田で、合計面積 1,953 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は長須賀にお住まいの方、借受者は東長田の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間で、再設定です。

整理番号19 所在地は、安布里 青木田 187番 地目は田で、面積 3,090 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は15,405円、10a当たり4,985円です。貸付者は安布里にお住まいの方、借受者も安布里の方です。設定の期間は、令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間で、再設定です。

整理番号20 所在地は、稻 壱之坪 1120番1 地目は田で、面積 2,094 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は米60kg、10a当たり29kgです。貸付者は稻にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和5年3月1日から令和9年10月31日までの4年8ヶ月で、再設定です。

整理番号 21 所在地は、亀ヶ原 長生田 134 番 地目は田で、面積 1,236 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は米 30 kg、10a 当たり 24 kg です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 22 所在地は、正木 新作 918 番 地目は田で、面積 2,970 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 89 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの 1 年間で、再設定です。

整理番号 23 所在地は、国分 住吉 564 番 地目は田で、面積 2,982 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 89.4 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 24 所在地は、国分 住吉 565 番 地目は田で、面積 1,393 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 6,965 円、10a 当たり 5,000 円 です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 25 所在地は、茂名 川原田 349 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,321 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は茂名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 26 所在地は、下真倉 松ノ木 717 番 地目は田で、面積 434 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1,085 円、10a 当たり 2,500 円 です。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 27 所在地は、上真倉 東小沼 2590 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,663 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 6,657 円、10a 当たり 2,500 円 です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 28 所在地は、下真倉 松ノ木 720 番 地目は田で、面積 949 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 2,372 円、10a 当たり 2,500 円です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 29 所在地は、上真倉 東小沼 2588 番 地目は田で、面積 518 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 1,295 円、10a 当たり 2,500 円です。貸付者は館山にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 30 所在地は、正木 三貫目 1421 番 地目は田で、面積 1,634 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 49.2 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 31 所在地は、南条 沼田 803 番 地目は田で、面積 1,164 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 32 所在地は、那古 塩田 1773 番 地目は田で、面積 2,997 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 33 所在地は、正木 白沼 1043 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,582 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 107.4 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 34 所在地は、西長田 楠木 1345 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,179 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 35 所在地は、西長田 楠木 1343 番 地目は田で、面積 1,260 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は北条正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 36 所在地は、東長田 京坪 1259 番 地目は田で、面積 2,124 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 63.6 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 37 所在地は、東長田 北ノ崎 1312 番 地目は田で、面積 790 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 38 所在地は、東長田 和田 1278 番 地目は田で、面積 1,164 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 5,820 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 39 所在地は、東長田 作 1328 番 地目は田で、面積 1,092 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 33 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は神奈川県横浜市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 40 所在地は、川名 谷畑 554 番 1 外 3 筆 地目は田で、合計面積 2,111 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 63.6 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は川名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 41 所在地は、正木 白沼 1042 番 地目は畠で、面積 1,777 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 53.4 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、外 1 名の共有名義で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 42 所在地は、山荻 八反原 68 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 4,073 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 2,780 円、10a 当たり

683 円です。貸付者は山荻にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 43 所在地は、茂名 川原田 354 番 2 外 5 筆 地目は田で、合計面積 1,063.91 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は茂名にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上 43 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ござりますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の 9 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が所有者から借り受け、受け手と転貸借権の設定を行った農地について、その転貸借契約を解除したものです。当該農地については、2 年間は千葉県園芸協会が維持管理をしていくこととなります。その間に、新たな耕作者を探しますが、見つからない場合には、所有者に返還となります。

整理番号 1 所在地は、正木 三貫目 1450 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 12,357 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「土手があり、作業効率が悪い農地が含まれており、かつ草刈りが大変だったため」とのことです。

整理番号 2 所在地は、安布里 和田 248 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,832 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、「ぬかっており、機械が潜ってしまうことが多いため」とのことです。

整理番号 3 所在地は、安布里 和田 247 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,877 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は「ぬかっており、機械が潜ってしまうことが多いため」とのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 10 ページ、整理番号 1 から 2 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、令和 4 年 11 月の総会で、公益社団法人 千葉県園芸協会が所有者と貸借権の設定を行った農地について、受け手に転貸したものです。

整理番号 1 所在地は、湊 作ノ田 528 番 地目は田で、面積 336 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が湊にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 1,680 円、10a 当たり 5,000 円です。受け手は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 5 年 1 月 11 日から令和 14 年 3 月 31 日までの約 9 年 3 ヶ月です。

整理番号 2 所在地は、国分 孝子塚 421 番 地目は田で、面積 2,982 m<sup>2</sup>を公益社団法人 千葉県園芸協会が国分にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 14,910 円、10a 当たり 5,000 円です。受け手は北条の方です。期間は、認可公告日の令和 5 年 1 月 11 日から令和 14 年 11 月 30 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

説明は以上です。

議 長	<p>説明が終わりました。何か不明な点はありますか。</p> <p>無いようですので、第 2 号の報告を終わります。</p> <p>つづきまして、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。</p> <p>資料の 11 ページから 12 ページ、整理番号 1 から 5 について、事務局より説明をお願いします。</p>
主任主事	<p>整理番号 1 所在地は、川名 野高 439 番 外 7 筆 地目は田・畑・山林・山林原野で、合計面積 5,096 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、「借受人が所有権を取得するため」とのことです。</p> <p>整理番号 2 所在地は、布沼 亀山前 750 番 外 6 筆 地目は田・畑で、合計面積 4,559 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、「借受者の身体的理由によるもの」とのことです。</p> <p>整理番号 3 所在地は、布沼 小梅 57 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,422 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、「借受者の身体的理由によるもの」とのことです。</p> <p>整理番号 4 所在地は、亀ヶ原 五丁分 450 番 地目は田で、面積 3,000 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、「借受者の手が回らなくなつたため」とのことです。</p> <p>整理番号 5 所在地は、南条 簾 783 番 地目は田で、面積 1,490 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、「借受者の病気のため」とのことです。</p>
	<p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。何か不明な点はありますか。</p> <p>無いようですので、第 3 号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>つづきまして、「報告事項第 4 号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について」を報告します。</p> <p>資料の 13 ページ、整理番号 1 から 4 について、事務局より説明をお願いします。</p>
主任主事	廃土処理（公共事業施行）事業届出とは、公共事業施行者が自ら農

地所有者と土地の貸借契約を結ぶ場合は、公共事業施行者が届け出ればよいこととなっております。

いずれも公共事業施行者は千葉県安房土木事務所長で、申出理由は、市道 9052 号線道路改良工事施工による廃土を、申請地に搬入し、所有者は畠として使用することです。

整理番号 1 所在地は 上野原 辻道 51 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 3535 m<sup>2</sup>です。所有者は市内上野原の方です。

整理番号 2 所在地は 上野原 辻道 52 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 1840 m<sup>2</sup>です。所有者は市内上野原の方です。

整理番号 3 所在地は 上野原 辻道 52 番 3 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 1692 m<sup>2</sup>です。所有者は市内北条の方です。

整理番号 4 所在地は 上野原 辻道 53 番 1 外 3 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 3297 m<sup>2</sup>です。所有者は市内上野原の方です。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

つづきまして、「報告事項第 5 号 館山市が定めた農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止について」を報告します。

資料の 14 から 15 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹 15 ページをご覧ください。令和 5 年 4 月 1 日から、農地法及び農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、下限面積が撤廃されるため、館山市が独自で定めた別段面積を廃止するものです。

議 長 説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 5 号の報告を終わります。

つづきまして、「報告事項第 6 号 館山市農業委員会の所管に係る館山市個人情報保護条例施行規程の廃止について」を報告します。

資料の 16 から 17 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副主幹

17 ページをご覧ください。農業委員会は、行政委員会ですので、館山市が定めた条例とは別に、規程を定めています。今回の個人情報保護については、令和 5 年 4 月 1 日から、令和 3 年度に改正された個人情報の保護に関する法律により運用されることに伴い、館山市個人情報保護条例が廃止となるため、それに準じて廃止するものです。

議長

説明が終わりました。何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 6 号の報告を終わります。

以上で、第 2 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉会

15 時 40 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 伊藤田 実保

館山市農業委員会委員 寺 丘 雄 雄

館山市農業委員会委員 三上 美男

